

2007年2月27日

北海道大学  
総長 中村 睦男 殿

北海道大学教職員組合  
執行委員長 藤本 正行

## 看護師の労働条件などに関する団体交渉申し入れ書

組合はこれまで過誤のない高度な医療が行われるよう看護師などの労働条件改善に取り組んできました。その観点から当組合と大学使用者は、昨年3月30日に団体交渉を行い、看護師の時間外労働に関する事項と新人看護師オリエンテーション期間中に組合の説明機会を設けることについて合意しました。

しかし、来年度も組合の説明機会を設ける要求については、「希望するなら再度申し入れるように」との回答でした。大学側に納得できる合理的理由がなく、なおかつ昨年の合意以来特段の状況変化がない限り、昨年の合意は継続されてしかるべきものであります。

時間外労働に関しては、入力時間数に沿った支払いが行われるなどは評価できますが、自己入力の基本であることが徹底されていないなど、問題点も残っています。

昨年10月の当組合の調査結果でも、会議や研修に参加しても時間外労働と認定されていない、年次休暇が取得しづらい実態、取得日数が少ない実態などが明らかになりました。その他、業務や待遇改善に関する要望が数多く寄せられています。

また、4月からの「7：1看護」の実施にあたり、休暇や休憩時間の確保など、「十分な労働条件が配慮されているかどうか」の心配・不安が広がっています。

そして、昨今の医療実態から各種感染症罹患の危険対策が講じられていますが、それらに対する調整額の実態調査も必要となっています。

組合は以上を踏まえて団体交渉を申し入れます。

### 要 求 事 項

1. 4月の新人看護師オリエンテーションに際し、昨年の合意を尊重し組合の資料配布と説明の機会を設けること。
2. 時間外労働に関して
  - (1) 実働時間の自己入力を徹底し、時間規制を行わないこと。
  - (2) 時間外の会議や研修、業務に必要な看護研究・学習会、公的各種委員会、プリセプター業務を時間外労働と認定すること。
  - (3) 定時退庁が可能となるよう具体的な対策を講ずること。
3. 「7：1看護」実施にあたり、年次休暇の保障、妊娠中や未就学児を育児する看護師の夜勤免除、育児・介護休業を容易に取得可能にする等対策を講ずること。
4. 調整額（危険手当）の情報開示。及び職務上必要な予防接種等の個人負担廃止。

以上